第十四条（見出しを含む。）中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条を第十三条とする。

附則第二項及び第三項第二号中「第十条第一項」を「法第十三条第一項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十四条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に、「災害弔慰金令第十条第一項」を「災害弔慰金法第十三条第一項」に改め、同条第七項中「災害弔慰金令第十二条」を「災害弔慰金令第十条」に、「第十三条」を「第十一条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年八月一日から施行する。ただし、第二条中東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第十四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第十条第一項の規定によりされている償還金の支払の猶予は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十三条第一項の規定によりされた償還金の支払の猶予とみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十二号

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し並びに同条及び第四条を削る。

第二条中「（以下「航空工場検査員」という。）は、航空工場検査員国家試験に合格した者」を「は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　航空機の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務　航空機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、法第十六条に規定する製造工場又は修理工場（以下この条において「工場」という。）において三年以上航空機の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

二　航空機用原動機の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務　航空機用原動機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機用原動機の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航空機用原動機の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

三　航空機用プロペラの検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務　航空機用プロペラの製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機用プロペラの製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航空機用プロペラの製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

四　回転翼の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務　回転翼の製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

五　航法用電子機器（第二条第九号イからニまでに規定する機械器具に限る。以下この号において同じ。）の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務　航法用電子機器の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航法用電子機器の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航法用電子機器の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

六　航法用電子機器（第二条第九号ホ及びヘに規定する機械器具に限る。以下この号において同じ。）の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務　航法用電子機器の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航法用電子機器の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航法用電子機器の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

七　回転翼航空機用トランスミッションの検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務　回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

八　ガスタービン発動機制御装置の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務　ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に係る許可事業者が実施するガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

第二条を第四条とし、第一条の三を第三条とし、第一条の二を第二条とし、第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とする。

別表中「第七条」を「第五条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第二十二号

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）附則第二条第一項及び附則第三条第一項の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令

（法附則第二条第一項の内閣府令で定める場合）

第一条　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一　災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額（当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得（当該免除を一月から五月までの間にする場合にあっては、前前年の所得）について災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第四条の規定の例により算定した所得の金額をいう。）から租税その他の公課の金額を控除した金額が、百五十万円未満であること。

二　災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。

イ　償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。

ロ　預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）が二十万円以下であること。